

平成 21 年度 埋設処分業務に関する計画
(年度計画)

独立行政法人 日本原子力研究開発機構

目次

はじめに	1
1. 平成 21 年度に実施する業務	1
1.1 概念設計の実施	1
1.2 立地基準及び立地手順の策定	1
1.3 処分単価及び受託契約	2
1.4 輸送、処理に関する計画	2
1.5 その他の業務	2
2. 平成 21 年度の予算、収支計画及び資金計画	3
2.1 平成 21 年度埋設処分業務予算	3
2.2 平成 21 年度埋設処分業務収支計画	4
2.3 平成 21 年度埋設処分業務資金計画	5
3. 平成 21 年度の埋設処分業務の運営において留意する事項	6

はじめに

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は、「埋設処分業務の実施に関する基本方針」（平成 20 年 12 月 25 日文部科学大臣・経済産業大臣決定）（以下「基本方針」という。）及び「埋設処分業務の実施に関する計画」（認可：平成 21 年 11 月 13 日）（以下「実施計画」という。）に基づき、平成 21 年度 埋設処分業務に関する計画（以下「年度計画」という。）を以下のとおり定める。

1. 平成 21 年度に実施する業務

実施計画においては、埋設事業について当面実施する事項として、埋設施設の概念設計を行い、その施設仕様に基づき様々な立地条件下において安全性や経済性を評価し、その結果等に基づいて立地基準案や立地手順案を策定することとしている。また、概念設計の結果に基づいて埋設処分業務の総費用の精査等を実施するとともに、輸送・処理に関する計画調整等を実施することとしている。

平成 21 年度においては以下の業務を実施する。

1.1 概念設計の実施

国内外の埋設処分施設を参考としつつ、合理的な埋設施設の設定仕様、レイアウト等の概念設計に着手し、概念設計の前提条件となる

- ・ 埋設対象廃棄体の性状、含有核種、放射能濃度、発生予測
- ・ 我が国における一般的な立地条件
- ・ 関連法令(*)に定められる埋設施設に関する技術基準 等

について調査検討して、その結果を取りまとめる。

また、概念設計、立地条件に関する技術的検討等に使用する既存の被ばく線量評価コードの入力部に係る整備を行う。

(*)「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年法律第 166 号）、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和 32 年法律第 167 号）等

1.2 立地基準及び立地手順の策定

立地基準及び立地手順の策定の検討に資するため、類似施設の地点選定事例において採用された立地基準、立地手順等に関する情報を収集・整理し、取りまとめる。

1.3 処分単価及び受託契約

透明性を確保した公正かつ合理的な処分単価の設定方法に関し、発生者の意見を聴取する。

原子力機構以外の発生者から研究施設等廃棄物の処分の委託を受ける際に締結する受託契約に必要な事項、内容、条件等について発生者の意見を聴取しつつ検討を進め、受託契約の準備に係る作業を行う。

1.4 輸送、処理に関する計画

研究施設等廃棄物の集荷、輸送、廃棄体化处理等が全体として合理的かつ体系的に行われるよう、国及び関係事業者間で事業に関する情報の共有や連携・協力を図るために、協議会等を開催する。このため、発生者の協力を得て研究施設等廃棄物の発生状況及び保管状況について必要な調査を実施する。

また、発生者を対象とした説明会を開催し、埋設事業の進展に応じて原子力機構及び発生者がとるべき措置及びその準備について情報交換を行う。

1.5 その他の業務

(1) 事業に関する情報の発信

埋設事業に関するホームページを開設し、事業の内容や埋設施設の概要等を紹介するほか、国内外の類似施設等埋設事業に関連する資料、情報を掲載するなど、積極的に情報発信を行う。また、広報素材の作成等、広報活動のあり方について取りまとめる。

埋設事業について一元的な相談・情報発信を行う窓口を設置し、埋設事業に関する国民の懸念や不安に対して的確に対応する。

(2) 資金を管理するシステムの構築

原子力機構の一般勘定及び電源利用勘定（以下「他勘定」という。）から埋設処分業務勘定への繰入金額と、発生者との受託契約に基づく料金を適切に算定するため、資金を管理するシステムの仕様を取りまとめる。

2. 平成 21 年度の予算、収支計画及び資金計画

2.1 平成 21 年度埋設処分業務予算

表 2-1 平成 21 年度埋設処分業務予算

(単位：百万円)

区分	埋設処分業務勘定
収入	
他勘定より受入	8,710
受託等収入	13
その他の収入	129
計	8,852
支出	
事業費	111
うち、人件費	63
うち、埋設処分業務経費	48
埋設処分積立金繰越	8,741
計	8,852

[注 1]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注 2]他勘定からの繰入金額は、埋設処分業務に係る年度ごとの費用及び廃棄体物量等を用いて試算される。

- ・平成 21 年度の繰入金額は、「独立行政法人日本原子力研究開発機構の会計の原則、短期借入金の認可の申請手続並びに埋設処分業務に係る財務及び会計等に関する省令」及び「独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示」に基づき算定した額約 8,647 百万円及び人件費約 63 百万円とし、他勘定より受入れる。

2.2 平成 21 年度埋設処分業務収支計画

表 2-2 平成 21 年度埋設処分業務収支計画

(単位：百万円)

区分	埋設処分業務勘定
費用の部	94
經常費用	94
事業費	74
一般管理費	5
受託等経費	13
減価償却費	1
財務費用	0
臨時損失	—
純利益	8,741
総利益	8,741
収益の部	8,834
他勘定より受入	8,691
受託等収入	13
資産見返埋設処分業務戻入	1
その他の収入	0
臨時利益	129

[注]

- ・各欄積算と合計数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
- ・総利益は、平成 22 年度以降の埋設処分業務に要する事業費用に充当する積立金として計上する。

2.3 平成 21 年度埋設処分業務資金計画

表 2-3 平成 21 年度埋設処分業務資金計画

(単位：百万円)

区分	埋設処分業務勘定
資金支出	8,852
業務活動による支出	92
投資活動による支出	19
次年度への繰越金	8,741
資金収入	8,852
業務活動による収入	8,723
他勘定より受入	8,710
受託等収入	13
その他の収入	0
投資活動による収入	129
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	—

[注]各欄積算と合計数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 平成 21 年度の埋設処分業務の運営において留意する事項

原子力機構においては、埋設事業推進センターが中心となって、原子力機構内の関係部署と連携・協力し、以下の事項に特段の配慮を行い、埋設事業の円滑かつ着実な運営に努める。

(1) 安全確保・コンプライアンスの徹底等

埋設事業を安全かつ効率的に実施するための教育に努めるとともに、コンプライアンス（法令遵守）の徹底等に努める。

(2) 埋設処分業務勘定の管理等

埋設処分業務勘定において、他勘定からの繰入金額を算定するため、他勘定及び機構以外の発生者分の収入、支出及び資金残高を適切に管理する。

(3) 安全規制整備への対応

安全規制当局に対して必要に応じて情報を提供するなど、安全規制当局が進める埋設事業に関連のある安全規制の整備の進ちょくに適切に対応する。

(4) 業務の評価

事業年度終了後、速やかに業務の評価を行い、その結果を公表する。